

高齢者インフルエンザワクチン接種が始まります

10月から高齢者インフルエンザワクチンの接種が始まります。

この予防接種は、インフルエンザの重症化を防ぐものですが、接種後、接種部位の腫れや発熱などの症状がみられる場合があるほか、まれに重い症状を引き起こす可能性もあります。医療機関備え付けの説明書をよく読み、内容をよく理解したうえで、本人が希望される場合に接種してください。



◇実施期間 10月1日(月)から1月31日(木)

◇対象者 接種日に65歳以上になっている方

※接種日に60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器に重い障害のある方やヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に重い障害のある方も対象となります。

◇個人負担 2,000円（ワクチン代が3,600円で、町の助成が1,600円となります。）
なお、生活保護世帯の方は無料となります。

◇接種回数 1回

◇接種方法 接種は、医療機関で行います。事前に予約を入れてください。また、予診票は医療機関でお受け取りください。

◇実施医療機関

南三陸町		町外	
歌津八番クリニック	☎36-9511	ささはら総合診療科	☎0220-21-5660
佐藤徹内科クリニック	☎47-1175	※気仙沼市内の医療機関でも受けられます。（希望する医療機関または保健センターに問い合わせください。）	
公立南三陸診療所	☎46-3646		

※上記以外の医療機関で受ける場合

医療機関窓口で接種料金の全額を支払うことになりますが、申請により1,600円を上限として接種費用の助成が受けられます。申請方法については、広報11月号でお知らせします。領収証を保管してください。

小児インフルエンザ予防接種費用の一部助成

生後6か月から中学3年生までの住民を対象に、日本ユニセフ協会からインフルエンザ予防接種費用の一部が助成されます。

◇助成対象者 町内に住所を有する生後6か月から中学3年生までの方（接種日）

◇助成期間 10月1日(月)から1月31日(木)までに接種をした方

◇接種回数 生後6か月から12歳…2回 13歳から中学3年生…1回

◇助成費用 1回2,000円

※実施医療機関では、2,000円を差し引いた金額をお支払ください。2,000円を超えた金額は、自己負担となります。接種金額は、医療機関によって異なりますので、接種を受ける医療機関に問い合わせください。

◇申請方法 希望する方は、助成申請書を実施医療機関に提出のうえ、接種を受けてください。

※申請書は、実施医療機関、志津川保健センター、歌津総合支所にも備え付けています。

◇接種時の持ち物 ・母子健康手帳 ・健康保険証 ・助成申請書 ・印鑑

◇実施医療機関 高齢者インフルエンザと同様

※やむを得ず実施医療機関以外で接種を行う方については、11月以降に払い戻し申請を受け付けます。実施医療機関からの領収書を失くさずに保管してください。申請方法については、別途お知らせします。

問い合わせ 志津川保健センター ☎46-5113

民間投資促進特区による税制上の特例についてお知らせ

国から「民間投資促進特区」の認定を受け、町内の特定区域が「復興産業集積区域」に指定されています。

復興に向けた事業（新規投資や被災者雇用等）を行う場合に、復興特区法施行規則に基づき県より指定事業者の指定を受けることにより、税制上の優遇が受けられるものです。

民間投資促進特区とは

この制度は、町が指定した区域において、設備投資や、被災者を雇用される既存企業や新たに進出する企業が、県の指定を受けることにより税制の特例措置が受けられる制度です。

当町において対象となる産業は「ものづくり産業」と「IT産業」となっています。

地域資源や地域の強みなどを發揮し、沿岸部を中心には

大な被害を受けたものづくり産業の早期復旧、復興を目指すため、「自動車関連産業」「高度電子機械産業」「食品関連産業」「木材関連産業」「医療・健康関連産業」「クリーンエネルギー関連産業」「航空宇宙関連産業」「船舶関連産業」の8業種を対象としています。

「IT産業」

雇用創出効果が高く、周辺産業との融合・連携により他産業の復興・発展にも寄与する情報をサービス関連産業の早

期復旧、復興を目指すため、「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業」「インターネット付随サービス業」「コンサルセンターア」「BPOオフィス」「データセンター」の5業種を対象としています。

「ものづくり産業」

を受けるには、県の指定及び事業実施状況の認定が必要となります。

- （1）事業用資産を取得した場合の特別償却・税額控除
- （2）被災者等の雇用に係る法人税の特別控除
- （3）研究開発用資産を取得した場合の特別償却・税額控除
- （4）新設法人の再投資準備金等積立額の損金算入
- （5）法人事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除
- ※（1）、（2）、（3）についていずれかを選択
- ※（1）、（2）、（3）についていずれかの特例を受けた場合に限ります
- ※（1）、（2）、（3）についていずれかの特例を受けた場合に限ります
- ※（1）、（2）、（3）についていずれかの特例を受けた場合に限ります
- ※（1）、（2）、（3）についていずれかの特例を受けた場合に限ります

税制の特例措置

平成24年度南三陸町水産業共同利用施設復興整備事業の公募について

町では、「南三陸町震災復興計画」に基づく水産加工流通施設の新設について、地域水産業の復興を目的とした事業の公募を行います。地域の水産物を活かした商品の開発・製造・流通を目的とし、地域雇用の増大を図るものを対象とします。

◇公募期間 10月中を予定しています。※詳しい内容につきましては町ホームページに掲載します。

問い合わせ 産業振興課水産業振興係 ☎46-1378